北播磨総合医療センター企業団公告式条例

（平成２２年１月２１日
条　例　第　３　号）

改正　平成２５年９月２６日　条例第１７号

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１６条の規定に基づく北播磨総合医療センター企業団（以下「企業団」という。）の公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第２条　条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して企業長が署名しなければならない。

２　条例の公布は、北播磨総合医療センター掲示場に掲示して行う。

（規則に関する準用）

第３条　前条の規定は、規則の公布について準用する。

（規程の公表）

第４条　企業長が定める企業管理規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入して企業長印を押さなければならない。

２　第２条第２項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第５条　第２条の規定は、議会その他企業団の機関が定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、第２条中「企業長」とあるのは「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

２　前条の規定は、企業団の機関が定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第１項中「企業長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「企業長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（施行期日の特例）

第６条　規則又は企業団の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

（告示公示公表の場所）

第７条　前各条に定めるものを除き、法令の規定により企業団又は企業長その他の機関がしなければならない告示、公告、公表等一般に周知を要するもの

については、第２条第２項の例により北播磨総合医療センター掲示場に掲示して行う。

（補則）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、企業長又は企業団の機関が定める。

附　則

この条例は、平成２２年１月２１日から施行する。

附　則（平成２５年９月２６日条例第１７号）

この条例は、平成２５年１０月１日から施行する。